

秘密保持契約書

当社は、「アイソトープ部システム開発業務委託」の募集（以下「本募集」という）に当たり、知り得た情報の取扱いに関して、以下の事項を遵守することを約します。

記

第1条（秘密情報の範囲、定義）

本契約書において、秘密情報とは、文書、口頭又はその他手段の如何を問わず、貴協会より開示又は提供される資料、図面、データその他の情報、及び本件に関して知り得た営業上、技術上の一切の情報と致します。また、本契約書の存在及び内容、並びに本募集検討に関し、貴協会及び当社の間で検討が行われている事実についても秘密情報として取り扱うものと致します。但し、次に掲げる情報については、秘密情報として取り扱わないものと致します。

- 1) 開示・提供を受け、又は知り得た時点で、既に公知の情報
- 2) 開示・提供を受け、又は知り得た時点で、既に当社が所有していた情報
- 3) 開示・提供を受け、又は知り得た後に、当社の責によらずに公知となった情報
- 4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

第2条（秘密情報利用目的の制限）

当社は、秘密情報を本募集検討のための必要な限りにおいて利用できるものとし、事前に貴協会より書面による承諾を得ない限りは、それ以外の目的には一切利用致しません。

第3条（秘密情報利用者の制限）

本契約書第2条にかかわらず、当社は、本募集検討のために必要な当社、当社の関係会社の役員、従業員に対してのみ、秘密情報を開示し、かかる開示者に対して本契約書と同等の秘密保持義務を課すものと致します。

第4条（下請業者等の起用の場合における制限）

当社は、本募集検討に関連して第三者を下請業者又は業務委託者として起用する場合は、情報開示に関して事前に貴協会より書面による承諾を得るものとし、情報開示された者の扱いは、本契約書第3条規定の当社従業員と同じ扱いとし、当社はこれらの者による履行につき一切の責任を負うものと致します。

第5条（秘密情報の保管方法）

当社は、貴協会の事前の書面による承諾無くして秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものとし、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものと致します。

第6条（監督官庁の情報開示要求等に関する扱い）

当社は、法律の要請に基づき行政当局や裁判所等の公的機関から秘密情報の開示を求められた場合には、当該開示要求先に対しては、秘密情報を開示できるものと致します。但し、この場合、事前に貴協会に通知し、貴協会より書面による承諾を得るものと致します。

第7条（監査権）

当社は、貴協会が秘密情報の利用状況及び秘密保持義務の履行状況を確認する必要があるときには、貴協会より監査員の派遣、又は関連書類の提出等の処置に応じるものと致します。

第8条（秘密情報の破棄）

当社は、貴協会より請求のあったときは、本募集に関し、貴協会より開示又は提供された資料、図面、データその他の情報（その写しも含む）を直ちに返還するか、破棄するものと致します。

第9条（有効期限）

本契約書に定める当社の義務は、本件完了後10年間有効とし、当該期間満了時に機密情報を当社の責任において適切に処理し、外部流出等により貴協会の利害を犯さないものと致します。

第10条（損害賠償責任）

貴協会は、当社が本契約書に違反した場合は、その違反行為の差止め及びこれによって貴協会が直接的、又は間接的に被った損害の一切を当社に請求することができるものと致します。

第11条（管轄裁判所）

当社は本契約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意致します。

上記事項を確認のうえ、同意致します。

2025年 月 日

住所

会社名

代表者